# 起案用紙 (委員会記録伺)

(1号)

議長		副議長	委員	委員 長		事務局長		局長補佐		係 長		当	文書取扱主任	
起案日		令	和2年	2年 月 日			処	処理区分 □重要 □至急 □例規 □公示 □議案 □秘					□議案 □秘	
決 裁 日		令和2年 月 日					保	保 存 □泳 ■10 □5 □3 □1 □即廃						
登録番号		2四議第 号					公 開			非公開理由				
分類番号		04 - 02 - 03								県 □非公開 公開)		四万十市情報公開条例第 9 条に該当 ( )		
簿冊番号		04 — 05												
委員会名		教 育 民	生常		委	<b>員会</b> 正	会議年月日会議時間			令和2年6月26日(金) 10時00分 ~ 11時08分				
	 委員長		上					HX M IHJ		1049	00),	115%	100)	
出席委員	副	副 委 員 長		渕	誠	司								
	委	委 員		木		嘉								
	委	委 員		野		正								
	委			田	道	子	欠席							
	委	長	上	岡	真	<u> </u>	委員							
その他	委員外議員			尾	真	吾		I .						
	委員外議員		松	浦		伸								
執 行 部 出 席 者 事務局	市民・ノ	JII	﨑	_	広									
	市民・ノ	長 塚	谷		文									
	子育でえ	子育て支援課長			安	仁								
	子育てえ	長 宇者	『宮	朋	彦									
	子育てえ	長 名	本	史	織									
	市民病院	原		憲										
	市民病院事務局次長			本	志	郎								
	事務局長	西	澤	和	史									
	総務係長			内	直	樹								
						記	\$	录						
令和2年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案8件について委員会を開催しました。そ													ょした。そ	
の概要については以下のとおりです。														

- ■委員長挨拶により開会。
- ●まず、第8号議案「新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した市民病院職員の特殊 勤務手当に関する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

## 【説明:原市民病院事務局長】

今年3月末から4月にかけて、幡多福祉保健所管内で新型コロナウイルスの感染者が一気に増加した。当院は患者の受け入れに備え、幡多福祉保健所や、医療機関である幡多けんみん病院の指導も仰ぎながら、感染予防を徹底するための感染エリア、非感染エリアの設定、職員のガウンテクニックの習得に繰り返し取り組むなど準備を進めてきた。職務として行っていることとはいえ、未知のウイルスに対応しなければならないという、通常と余りにもかけ離れた環境下での職務に対し、特殊勤務手当を支給するための条例制定をお願いするもの。

手当の額は、令和2年3月18日に施行された、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を改正した人事院規則に準じたものとしており、第4条に病棟業務手当として、入院患者に対応する職員の1回に割り振られた勤務日につき3千円、患者の容態が悪化し、救命等の処置のため患者に直に接する業務を行った場合は4千円と規定。第5条には、検体採取手当として、PCR検査の検体採取する業務に従事した場合は1日につき3千円、患者から直接検体を採取する医師は4千円とする。

## 【質疑:白木委員】

この手当は、後で国からの財政支援的なものはあるか。

## 【答弁:原市民病院事務局長】

特殊勤務手当について、財政措置等は現在のところ情報がない。

## 【質疑:谷田委員】

市民病院が協力医療機関としての準備にかかる費用はどのくらいだったか。

## 【答弁:原市民病院事務局長】

国の2次補正もあり、今、県議会にも提案されているが、協力医療機関に対する補助金というものがあり、200万円プラス病床数掛ける5万円が上限額。これにより補填されると思われる。市民病院が準備に要したものは、消毒液、エリア分けをするテープ等、細々したもので大体50万円弱ぐらいは既に支出している。、ヘパフィルターや空気清浄機、つい立等は物品が間に合わず、まだ届いていないが、それも含めると300万円から400万円ぐらいになるのではないか。

## 【質疑:川渕副委員長】

この条例が、来年2月6日に効力を失うとなっているが、どういうことか。

#### 【答弁:原市民病院事務局長】

感染症予防法に、新たなウイルスを指定感染症にするときには、政令で定めるということになっている。その政令が今年の2月7日に施行されており、その期限が1年で、来年2月6日をもって指定感染症でなくなり、この日をもって効力を失うという規定としている。

#### 【質疑:川渕副委員長】

その後に例えば第2波や第3波が来たりといろいろ変わる可能性があるが、それはそれに対応して変わっていくということか。

#### 【答弁:原市民病院事務局長】

この政令には、1年以内の範囲に限り延長できるという規定があるので、この期限を延長すれば、 同様に条例の附則の期限の部分を改正をすることになる。

## ※他に質疑なく終了

## 採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第10号議案「四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

## 【説明:竹田高齢者支援課長】

今回の改正は大きく2点で、1点目は令和元年10月、消費税率10%引き上げに伴い、低所得者の

介護保険料の軽減強化が行われているが、令和元年度は半年分相当の軽減だったので、今年度はその 軽減を通年化するための改正を行う。 2 点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減 免に関して必要な規定を追加するもの。

具体的な改正内容として初めに、低所得者の介護保険料の軽減強化について、介護保険料は所得により9段階に設定しており、今回の軽減措置は、最も所得の低い段階の第1段階から第3段階が対象となる。最も所得の低い第1段階の保険料は、もともとが年額で3万6,800円のところを、2万7,600円に半年の軽減の部分で改正を既に行っている。この2万7,600円のところを、今回の改正で2万2千円にさらに軽減する。31年度及び令和2年度というところは、31年度を削除して、令和2年度だけ2万2千円になる改正を行う。

次に第2段階は、改正前の4万6千円を、改正後3万6,800円に軽減。同じく第3段階は、改正前5万3,300円を、改正後5万1,500円に軽減する。改正に伴う影響としては、人数的には第1段階から第3段階までの人数を5,749人と見込んでいる。これは第1号被保険者の48%、およそ半分に当たる方が今回の軽減が受けられるという形になる。

金額については、その人数と軽減額をかけ合わせて、3,318万4千円。これが予算に出ている額になる。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免については、厚生労働省の基準により減免措置を実施する場合には、国からの財政支援が行われるという通知がある。現在の条例でも収入が著しく減少したことによる減免の規定はあるが、国基準とは少し要件が異なる。また減免対象を、昨年度の令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納付期限が設定されているので、申請期限の特例を定める必要があることから、今回、減免要件や申請基準の特例に関する規定を定める。

第8項について、対象は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの期間に、納期限が定められている保険料で、減免要件としては、「(1)新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。」または、「(2)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ」、「ア事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。」かつ、「イ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下」ということが要件になる。

第9項について、現行では第9条第2項で、保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象を年金給付の支給に係る月の前々月の15日までに申請書を提出しなければならないと規定している。第8項の令和2年2月1日からの申請基準が過ぎているため、これをさかのぼって減免対象とするために、別に申請期限を定めることができるという規定を入れるもの。なお、具体的な減免額については、従前の減免と同様に、条例ではなくて別途、減免基準を定めており、そちらで定めることとなる。

#### 【質疑:平野委員】

第8項の「重篤な傷病」、重篤の定義はどこかで定めているのか。

#### 【答弁:竹田高齢者支援課長】

国からQ&Aが出ており、治療に1ヶ月以上かかる方が重篤としている。

## 【質疑:谷田委員】

これは申請があって減免するということで、自分は申請できるかどうかも含め、介護認定等、連絡をするときに、「こういう申請ができます」というのも入れてお知らせすると良いと思うが。

#### 【答弁:竹田高齢者支援課長】

減免の周知について具体的なものはまだないが、既に高知新聞で高知県からのお知らせや、少し前の広報臨時号でも、減免があることを知らせている。具体的な基準や手続き等については、今後ホームページや広報に掲載する予定。今年度の介護保険料の決定が8月なので、8月に被保険者全員に通知書を送付する際にお知らせも同封したいと考えている。

#### ※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第11号議案「四万十市手数料条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

## 【説明:川崎市民・人権課長】

改正理由は、「情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、マイナンバー通知カードを通知して本人に番号を連絡するという運用が、令和2年5月25日をもって廃止されることとなった。それを受けて、当該条例中、再交付手数料の規定を削除するもの。

## ※質疑なく終了

## 採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第12号議案「四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

## 【説明:川崎市民・人権課長】

改正理由は、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急対策として、国民健康保険における被用者に対する傷病手当金の支給の検討の要請とその支給額に対する国の特例的な財政支援がなされる連絡があった。それを受けて、当市の国民健康保険制度として、今回の新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金の支給を条例改正で織り込むもの。

改正内容は、臨時特例的な保険給付なので、条例の附則に第5項から第10項の規定を追加する形での改正をとっている。

第5項は、傷病手当金を支給する骨格を規定している部分で、支給に対する基礎となる給与等には、 所得税法第28条第1項、これは棒級とか給与、賃金、歳費及び賞与、並びにこれらの性質を有する給 与を指してしている部分だが、そのうち賞与を除く部分の給付については給与の位置付けになされる もの。

また療養のために労務に服することができない時という規定は、新型コロナウイルス感染症に感染した時の他、発熱等の症状があり、感染が疑われる時、これが結果的に、最終的に感染していなかった場合でも、対象となり得るということがQ&Aで示されている。

ただし、濃厚接触者として2週間程度の自宅待機などで隔離された方については、あくまで隔離の事実だけでは認定されないという取り扱いになっており、体調が発熱等の症状があって感染が疑われ、さらに療養のために労務に服することができない状態ということが認められる場合となっている。また、傷病手当金の支給の適用の期間については、令和2年1月1日から規則で定める日としている。これは国が現在示している傷病手当金に対する財政支援の期限が、9月30日までに発症した場合とされており、今後国内の感染状況等を注視し、期限を検討する余地があることが示されているので、この条例の公布に合わせて公布する予定の傷病手当金の手続きの様式等を定める規則の適用期限は、9月30日を予定している。今後、国の動向を受け、期限延長等がなされた場合は、それに準じて期限を改正する予定。

この5項の中では個別に支給の対象となる日数について触れており、労務に就くことができなくなった日から3日を経過した日から、労務に就くことを予定していた日に限定した形で、復帰するまでの日数を対象とするということで規定している。これについては他の健康保険等の取り扱いと全く準ずる扱いになってくる。

第6項は、傷病手当金の額の算定を規定している部分となる。1日の単価として、直近の継続した3月間の給与等の収入の合計を、その間に実際に就労した日数で除した日額に対してその3分の2に相当する金額を、傷病手当金の日額単価とするもの。ただ限度額として、健康保険における最高報酬月額等の金額を、日額換算で割り戻した相当額がその日額単価の上限と規定している。

第7項は、支給を受け始めて最長の期限を規定しており、1年6月を超えないものとしている。これは健康保険等、他の被用者保険の内容と準拠した規定。

第8項から第10項は、傷病手当金の支給と給与の実際の支給額との調整の部分を規定しているもの。

#### 【意見:白木委員】。

昨日の予算決算常任委員会での説明では、第5項の場合の被用者が平成30年で2,397人で、感染率で計算をして、結果的には対象者は10人とのことだったが、その説明資料がほしい。

【答弁:川崎市民・人権課長】

資料をお回ししたい。 【**質疑:川渕副委員長**】

支給対象で、2週間の隔離だけでは駄目だということだが、その間の体調が悪いとか等は、個人が申告をする形になるのか。それとも第三者に何らか証明をしてもらったものを提出する形になるか。

## 【答弁:川崎市民・人権課長】

医師等の診断を受けている場合については、当然医師の診断内容となってくるし、どうしても医師等にかかる場合ができなかったという状況もあるので、その場合については個人の申告内容を重視して、感染が疑われる状態だったかどうかというところの判定になってくる。あくまでも、濃厚接触者ということで別にされたという事実だけでは、療養の給付という形の判断ができず、そうされてない方も含めて、いわゆる感染が疑われるような症状によって、労務に就くことができなかったという客観的な事実の確定が必要だと考えている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第13号議案「四万十市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

## 【説明:川崎市民・人権課長】

先の国民健康保険の傷病手当金の条例改正と同等の改正を、後期高齢者医療の広域連合の条例において行っている。

後期高齢者医療の執務体制については、窓口部分での市町村業務があり、今回、広域連合が傷病手当金を盛り込むことに際し、それぞれ市町村の条例の中で、窓口の申請書等の受け付けに関する規定を追加するもの。広域連合では、令和2年4月17日に専決処分で既に改正している。市町村の条例改正については、大多数の市町村が6月定例会で行う。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第15号議案「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

## 【説明:武田子育て支援課長】

この改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもの。 放課後児童健全育成事業所、学童施設のことを指すが、事業所ごとに、放課後児童支援員の要件を 満たす者を1名以上配置しなければならないという規定となっている。この放課後児童支援員の要件 として、保育士の資格を有する者などであって都道府県知事または指定都市の長が多くの研修を修了 したものでなければならないと現行の条例等では規定している。今回の改正は、研修の受講機会の拡 大を図るという観点から、中核市の長が行う研修も要件に加えるというもの。

【質疑:平野委員】

高知県内で中核市と言えば高知市ぐらいか。

【答弁:武田子育て支援課長】

平成30年に県が4回行ったが、今後中核市も行うこととなれば高知市になる。

【質疑:上岡委員長】

放課後児童支援員は、学校単位で1名の配置でいいのか。

【答弁:武田子育て支援課長】

放課後児童支援員は、学級単位の配置となる。

【質疑:白木委員】

高知市が中核市として行うことになれば、研修機会が拡大するという理解でよいか。

【答弁:武田子育て支援課長】

お見込のとおり。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第16号議案「四万十市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

改正の趣旨は、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正である。

この基準は、子ども子育て支援制度が始まり、地域型保育事業も国等の給付対象となり、その対象施設としての確認のための基準である。改正内容は、基準の中で、特定地域型保育事業者が必要な保育等が継続的に提供されるように、3歳以降の保育終了後に引き続いて入所できる連携施設の確保義務の緩和を図るための改正となる。

現行の規定では、確保が著しく困難な場合は当該連携施設の確保は不要としているが、当該規定に加え、市が、申し込み時の入所調整等を行うなど、市の関与により引き続き、教育保育の提供を受けることができる場合も、当該連携施設の確保は不要とするもの。

なお本市は、この地域型保育事業を2件認可しているが、公立保育所の3歳以上の定員等も、余裕があるので公立保育所を連携施設として認可している状況。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第17号議案「四万十市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

#### 【説明:武田子育て支援課長】

この条例も、先の第16号議案と同じく、国基準の一部改正に伴い、改正するもの。

第 16 号議案は、国の給付の対象施設の確認のための基準だったが、こちらは、認可をするための基準となる。

改正内容は2点で、1点目は、先の議案と全く同じ内容で、連携施設の確保義務の緩和を図るというもの。もう1点は、居宅訪問型保育事業の対象要件の追加を行う。これも基準の中で定義が定められており、その居宅訪問保育を提供する必要性の判断基準の一つとして、現在では、母子家庭等の保護者が夜間及び深夜勤務に従事する場合という規定があるが、それに、「保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において、幼児を養育することが困難な場合」の要件を追加すると改正内容となる。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- 一小休一
- 一正会一

- ●次に管内視察について協議を行った。
- 一小休一
- -正会-

管内視察は、7月15日で、具同保育所、中村南小学校、東中筋中学校の3ヶ所に行く外、日程の都合で追加が可能なため、追加部分については正副委員長に一任と決定した。

- ●次に管外視察について協議を行った。
- 一小休一
- 一正会一

行政視察は、9月定例会の前の委員会で協議をすることに決定した。

- -小休-
  - 事務局から、市民・人権課からの追加資料を配付。
- 一正会一
- ■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。